

## 生駒市設計業務等監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市契約規則(昭和39年4月生駒市規則第6号。以下「規則」という。)第24条第5項の規定に基づき、生駒市が発注する建設工事に係る設計業務等(以下「業務」という。)の委託契約の適正な履行を確保するために行う業務の監督の実施に関し必要な事項を定めるものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(調査職員の決定)

第2条 業務を担当する課長(以下「担当課長」という。)は、委託契約締結後速やかに業務の履行について受注者及び管理技術者等を監督する調査職員を定めなければならない。

2 調査職員の任期は、業務の完了が確認された日までとする。

3 担当課長は調査職員を兼ねることができない。ただし、組織の都合上これにより難しいときは、兼ねることができるものとする。

(調査職員の通知)

第3条 担当課長は、調査職員を定めたときは調査職員通知書(様式第1号)により、調査職員を変更したときは調査職員通知書(変更)(様式第2号)によりその氏名を受注者に通知しなければならない。

(業務の監督)

第4条 調査職員は、委託契約書及び設計図書で定める事項の範囲内において監督を行うものとする。

2 調査職員は、特に担当課長が指示するもののほか、おおむね次に掲げる権限を有するものとする。

(1)業務の履行に関する受注者又は管理技術者に対する指示

(2)業務の履行に関する受注者又は管理技術者からの確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)業務の履行に関する受注者又は管理技術者との協議

(4)業務の進捗の確認、設計図書の記載内容及び履行内容との照合その他業務の履行状況の確認

(5)業務の成績評定

(監督の技術的基準)

第5条 調査職員が監督を行うにあたり必要な技術的基準は、設計図書に定めるもののほか当該業務の履行に必要な法令、基準等によるものとする。

(施行の細目)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

受注者

生駒市長

調 査 職 員 通 知 書

年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、下記のとおり調査職員を定めたので通知します。

委託業務の名称

記

調査職員

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

受注者

殿

生駒市長

調査職員通知書（変更）

年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、下記のとおり調査職員を変更したので通知します。

委託業務名

記

調査職員 旧

新